

諸種の社會の相互關係

—— 重に國家と全體社會との關係について ——

高 田 保 馬

第一節 總 說

一の全體社會例へば日本、支那などと云ふ社會の内部には種々なる社會が同時に相ならび存在して居る。國家は云ふも更なり、市町村府縣より、政黨、教會、學派、學校、組合、會社、俱樂部等に至る、まで皆此全體社會内の部分社會を形成する。例へて云ふならば、此等の社會は、かの柱、梁、壁、壘、椽、礎石などが相交錯して一大建築物を構成するが如く、複雑なる姿に組合せられて全體社會と云ふ構造を仕上げてゐるのであらう。併しながら、かく云ふ丈にては別に何等の知識をも提供しない、一の建築物を説明せむとするものは之を構成する柱、梁等の相互の關係を明にしなければならぬ如く、此場合に於ても、社會の構造を説く爲には部分社會相互之と全體社會との關係を明にしなければならぬ。

各種の社會の相互關係はこれを色々の方面から考察する事が出来るであらうが、社會學的の立場から見て最も重要なものは次の三である。第一は各社會の結合の強度の上の相互關係である。一方の社會の結合強度の増減が他方の社會のそれの上に如何なる聯絡を保ち如何なる影響を有するか、これは最初に明にせられなければならぬ問題である。第二に、これと密接に關聯したる方面は社會の機能である、結合の強度は機能の大小を或程度まで決定するが、また機能の大小が結合の強度を決定する、此點を離れて見るも機能は社會の重要な一様相である。従ひて、かの相互關係を此機能の方面から考察するのは當然の事と思ふ。第三には之を權力の方面から考察して見たい、これは統制的考察と密接なる關係ある事であるが、また社會の支持統一の點から見て相當の意義を有するが故に、別に此方面から考察を行はむとするのである、以下節を逐うて各見地の上に立てる考察の結果を述べたい。

第二節 結合に於ける相互關係

諸種の社會相互の間には結合の強度に於て一定の相互關係が認められる。此相互關係には所謂消極的の相關と積極的の相關との二種がある、前者は特に顯著にし

578
て且つ一般的なるものであり、後者はたゞ特殊の場合にのみ認め得られるものであ

る。

茲に消極的相關と云ふものは結合定量の法則の一部分に過ぎぬ。若し他の事情にしてすべて一樣なりとするならば一の社會の結合の強度の増減は他の社會の結合強度の上にと之と反對の方向の影響を及ぼす、また新なる結社を生ずる時には之によりて他の社會の團結が弱められざるを得ず、既存の社會が消滅する時には他の社會の團結が必ず強めらる可きである。勿論實際の場合に於ては、常に他の事情が變動しつゝあるが故に、一方の社會に於ける變動が他方の社會の上にかゝる明白の作用を及ぼす事は無い、それにも拘はらず、かゝる傾向だけは理論的に承認せられるのみならず、事實の上にも多少は跡づけ得られるものと思ふ。

此傾向をば先づ基礎社會相互の間に覓めて見たい。國家と其内部に包含せられる地方團體即ち地緣社會との間には明にこれが認め得られる。我國に於ける各藩はそれぞれ割合に鞏固なる團結をなしてゐた、相互の間には往々多少の反感さへも存在してゐた、その爲に全國の統一と云ふ事は比較的弛緩してゐたのである。王政復古の運動も一面から見れば外敵に對抗せむが爲に國內の統一を回復せむとす

る目的を併せ有してゐたと思はれる。而して、封建各諸侯の成立はその以前存在してゐた全國の統一に對して著しき阻礙的作用を加へたる事云ふまでも無い。此國家の統一と各地方團體の團結又は獨立性との間にかゝる傾向の存するのは我國許りの事では無く、各國の歴史を通じて認め得られる所である。國家と氏族との間にも亦同様なる關係が存してゐた。氏族が緊密なる團結をなし殆ど個人の全人格を吸収したとまで形容せられたる時代においてはその上位にある包括的團體例へば部族の如きは其結合も強き事を得なかつたのである。併し國家の團結の十分に確立せらるゝに及びて此氏族は漸次に其結合の度を薄くし遂に崩壊し去るに至つた。國家と家族と又は氏族と家族の間にも同様なる關係が存在しないであらうか。家族の團結の程度は種々なる標準によりて測定せられる事と思ふがその一は確に其人數に存する。而して家族の人員の最も多くして、團結の鞏固なりしもの、又此鞏固が他の方面からも立證し得られるものは云ふまでも無く家長家族である。或はこれを大家族、舊家族とも稱する。家長の權力の下に立ち親子以上數世代と更に疎き親等の人々が集りて成せる家族である。かゝる家族の成立には固より種々なる原因があつたが其最も有力なるものは氏族の崩壊であつた。結局氏族の團結の強度

は一方國家に吸收せられたのであるが、他方また此家族の爲に吸收せられたのである。而も此氏族の損害に於て成立したる大家族は何によりて崩壊せざるを得なかつたか。それは國家團結の強度を加へたるが爲である。國家の爲に結合を吸收せられて遂に解體し今日の文明國に於ては僅に親子の二世代を含む小家族のみが認められる。國家またはそれ以上の結社の家族に對する侵蝕作用が更にどこまで進むかに就いては明確の解答を與へ難い或は小家族また崩壊の途上にと見ると見る學者すらもある。それは何れともあれ、國家の如き大社會と家族との間にかゝる逆行的即ち反比例的相關の存在する事は否定し難い。鳥類哺乳類の生活に於て大社會の團結と家族の團結との相反比例する事は周知の事實である、また低級蠻民の生活に於ても、聖俗二期の區別に就いて此關係が認められる。彼等の生活は數週乃至月に於ては、宗教的時期と其他の經濟的時期とに分れ、前者にありては一切の生産的勞働をすて、社會的集合饗宴儀禮を營む。家族關係は經濟的時期に於ては十分に維持せられるが、宗教的時期に於ては大社會の團結のみ表面に現はれ、家族の團結は殆ど背後に潛み去る、自由戀愛の認められるのも此時期の事である。而してかのスバルタ、グライトの小國家に於ては家族の團結を極度までに小さくする事によりて國

家の強盛を計らむとする政策が意識的に追求せられてゐた、プラトオの理想國に於ては國家の團結が家族の否定によりて購はれてゐるのを見る。たゞ國家の結合紐帶と家族結合紐帶との間に特殊の聯絡がある場合には事情が此の如く簡單で無い此點は何れ後の節に於て詳説する積りである。併し國家の團結は他の基礎社會の結合との間にのみかゝる關係を有するのでは無い。

派生社會相互の間にもかゝる消極的相關が認め得らるゝものと思ふ。教會又は職業團體が極めて緊密なる結合を伴ひたる中世の社會に於て以外の派生社會は其數も多からず其強度も微弱ならざるを得なかつた今日の如く無數の派生社會が成立するに及べば、如何なる宗教團體も職業團體も緊密たる結合を形成する譯には行かず、其結合の強度は一體に小なるを常として居る。現在の社會のみを考へて見るも、例へば一の藝術上の結社がある時之と相似たる目的を以て他の結社が成立するとせば、後者は必ず或程度に於て前者の團結を危くする、これ其競争者を以て目せられる所以である。併しかゝる關係は同種の機能を有する社會の間にもみ存在すべき筈は無く、如何なる社會の間にも認めらるべき道理である。たゞ注意すべき事は一般に派生社會の結合の強度の微なる事と、其數の極めて多くして一社會の興亡盛

衰の結果も數多の社會の上に分れ及ぶ事との爲に、かの基礎社會相互の間に於けるが如く、此場合にはかの消極的相關が明に認めらるゝ事を得ない。基礎社會の場合にありてはよし他の事情に變化なしと云ふ假定の十分に存在する事は無しとして、其數少く、且つ各社會の強度大なるが故に、一社會の強度に於ける變動の作用は屢容易に他の社會の強度に認め得られるのである。

消極的相關は常に派生社會相互、基礎社會相互の間に認められるのみならず、また基礎社會派生社會の間にも存在する。今例を國家と派生社會との關係に取る。私共の見方から云ふならば國家以外の如何なる團結と雖も其存在しまた結合の強度を増加することは國家の結合そのものに對する幾分かの障害で無くてならぬ、勿論例外と見るべき多少の場合はあるが此事は別に詳論するから、姑く措く。従つて國家が専ら其團結の鞏固を希ふならば出來得る限り派生社會の成立と發達とを禁壓するに至るべきである。蓋し基礎社會に至りては其成立の根據固きが故に國家の力を以てするも容易に之を破壊消滅せしむる譯には行かぬ、政策は一に派生社會の上に集中する譯である。而して過去の歴史は正に此事の事實であることを證明する。派生社會形成の自由即ち結社の自由は比較的近代の產物である、國家は其團結保

持の必要から殆どあらゆる時代に於て派生社會の成立を壓迫してゐた様に見える。其傾向の最も著しいのは軍事型の社會である。外敵との戰爭の必要から國內の組織を集中せしめ國家の團結を飽迄鞏固ならしめむとする時に於ては殆ど一切の派生社會が禁壓せられる、而して國家のみが唯一の社會たらむとする努力を示す。此等の事實は實に、國家と派生社會との消極的相關を認めてのみ説明しうべき所である、之を認めざる場合には全然無意義の事に考へられよう。國家以外の基礎社會と派生社會との間にも同様なる關係が存在するけれども、今それまでには論及しない。併しながら一切の社會の間には結合強度上の消極的相關が存在すと云ふ事だけを以て私共の問題の答解は盡きるのでは無い。注目すべき他の種類の相關がある社會を結合する紐帶の性質が同一又は類似せる場合には一方の社會結合強度の増加が他方の社會の夫を伴ふ傾向があり他方の社會の此強度の減少は一方のそれを伴ふ傾向がある。云はゞ此種の社會は其結合強度の上に連帶性を有する。換言すれば相互の間に積極的相關がある。例へば今一の國家がある其團結の紐帶が重に血縁的性質を帯びるとする此國家の内部に包含せられる氏族又は家族も亦同様の紐帶によりて支持せられる。然るに、此血縁が國民の意識に於て重要な地位を占

むるに至るとすれば一方に於て氏族家族の團結が加はるであらうが、それと共に國家の團結もまた加はる傾向を示すであらう。また、宗教が一般の人々の間に其勢力を失ひ來たとする、此の時は全國に亘る一宗派の團結が損はれると共に一地方に於て此宗派内の其寺院を中心とする所の結合もまた弛むであらう、勿論此際に説明したる消極的相關の法則が作用しない事は無い、かくて例へば氏族が其團結を加へる事自體は他の事情にして一樣ならば國家の團結を弛むべきである。併しながら、今は此他の事情の上に變化がある、此變化が國家の團結をして同様の方向に向はしめる。然らば事實に於て、國家の團結は此際二の反對なる方向に動かされると云はなければならぬ、而して結局何れの方向が勝を占むべきやは一般的に答へらるべき事では無く一に二方向の事實上の力の強さによりて定まると云ふ外は無い。

然れども茲に一の問題がある。若し結合に定量ありとせば一の社會の團結の加はると共に他の社會の團結が加はると云ふ事實が如何にして生じ得るか。此問題の解答はさして困難でも無い。或種の結合紐帶が特に其勢力を加へ來る時には同様の紐帶の上に立つ多數の社會は同時に其結合強度を増し來るが之と同時に他の種類の結合紐帶の勢力を失ふものがある、此上に立つ社會は其結合強度を減ずるに

相違無し。結局此場合にありても、結合定量の法則は行はれる、たゞ一社會の結合強度の増加の影響が問題中に包含せざる他の社會に及ぶまでの事である。此點からして、二の社會の間に存する消極的相關と積極的相關とは稍其性質を異にするものである事が明白となる。消極的相關に於ては一方に失はるゝ結合強度は他方に加へらるゝ結合強度と同一でなければならぬ、勿論複雑なる社會の事象に於ては嚴密なる數量的測定は不可能であり、またかゝる精確なる關係は存在せずとしても、結合定量の法則が大體に於て是認せらるゝ以上これは當然の歸結である。然るに積極的相關に於てはかゝる數量的相殺の聯絡は原則として存在しない。一方の社會に於ける結合強度の増加は他方の社會に於ける此強度の増加を伴ふとしても、二の増加分量は當然相異なるべきである。血縁の意義の高まり來る事によりて家族の團結の加はり來るにしても此増加の程度が同一原因による國家の團結の強度と同一なるべしと云ふ理由は寸毫も存在しないのである。

種々なる社會相互の間には此の如く積極的相關があり得るけれども、其は比較的稀なる事であつて云はゞ例外の事實に過ぎぬ。一般には消極的相關が認められる。一の社會と他の社會とは其結合強度に於て相反比例するものである。此點か

ら見て比喩的に云へば、各社會は結合強度の爭奪をなすものである、恰も身體の部分たる細胞が營養の攝取に關して所謂部分の爭鬭をなすのと趣を同じくしてゐる。然れども、此等の社會相互の關係はたゞこれだけに盡きるものであるか。私は全體社會を構成する部分社會相互の聯絡の上に一瞥を投じて見たいと思ふ。

全體社會は別に組織を有するものでは無く、數多の社會の交叉錯綜から成立して居る。而も此等の社會は原則としてたゞ結合強度の爭奪以外如何なる關係に立つか。一社會の成員たる個人が相交驩し協働するが如き關係は此部分社會相互の間に認むべくも無い、例へば私の屬する學會と郷友青年會と購買組合と進みて此都市とは如何なる關係を有するか、相關せざること行路の人人の如きものがある。此の如くにして全體社會の調和が維持せらるるのは一見不思議の事にも思はれる。勿論多數の部分社會相互の間には直接の聯絡の全然存在しない事も無い。此直接の聯絡は略ぼ次の如くに分ち考へる事が出来る。多數の部分社會の間には常に支配的なるものがありて優位を占める、今日の場合にありてはそれが國家であり、過去に於てはこれと教會の相ならびたる事あるのみならずまた國家の代りに部族であつた事もある。此支配的なる社會が他の部分社會の中の重なるものと相接觸し、これ

を其支配の下に立たしめる。併しながら、此支配は決して其活動を自己の目的の手段となし自己に従屬せしめるのでは無く、たゞ其社會自體の爲にする活動を一定の範圍に制限する事を以つて主眼とする。これが第一の直接なる聯絡である。また多數の社會相互の中には稀に、種々なる事情から相聯絡するものが無いでは無い。紐帶の同一或は協働の必要から、種々なる宗教團體の相交渉し、種々なる職業組合の協調を保つが如きは其一例である。これを第二の直接なる聯絡とする。併しながら此等の聯絡ある場合に於ても相互の結合は極めて弱い、而して個人の間には結合が原則の場合をなすが社會の間に於ては結合が例外的場合をなす。此等の社會相互の調和の保たれるのは此直接なる聯絡以外によらなければならぬ。

數多の部分社會と個人との關係を譬へて云ふならば次の如きものがある。茲に數多の小兒ありて數多の紙鳶を揚ぐるとせよ、而して各紙鳶は數多の糸によりて支へられ此糸は各小兒によりて握られてゐる。結局各小兒は同時に多數の紙鳶を揚ぐると共に、各紙鳶は多數の小兒によりて揚げられる。紙鳶相互の間には格別の交渉が存在しない、たゞ小兒を通して間接の交渉がある許りである。今此紙鳶は部分社會に當り小兒は個人に當る。紙鳶は風に吹かれて各勝手に高く飛ばむとする

が如く各部分社會は其團結を強からしめむ事を求む、而も小兒の手許の糸の長さか一定してゐるか故に一方の紙鳶の高く揚るは他のものを低くする所以であるが如く、一社會の團結の増加は他方のそれを減少せしむ、此事既述の通りである。一の紙鳶は任意の所に飛びて他のものと相離れ又は相衝突せむとする、而も同一の個人に維り同一の個人に操られてゐる結果として、他の紙鳶に對して一定の調和的關係を保つ外は無い、同様に部分社會は其利己的傾向に促されて他の社會を損はむとする事ありとしても、個人に維れるが爲に、而して其個人が同時に他の社會の成員たるが爲に其活動は一定の限度を超える事は出來ない。云はゞ部分社會に分屬する個人の各方面各傾向の間に一定の聯絡があり調和がある。個人の此性質に牽制せられて部分社會相互は如何に直接の聯絡を缺ぐとしても其間に衝突無くまた調和ある事を得るのである。

第三節 機能に於ける相互關係

機能に關しては結合に關する定量の法則の如きものは無い。詳言すれば、全體社會の内部に存在する結合の強度に定量あるが如く、全體社會の内部に於て行はるゝ

機能の總計にはかゝる定量と云ふものが無い。然れども、他の事情にして一樣なるものとすれば、各社會の機能の間には自ら逆行即ち反比例の關係がある、所謂消極的相關が或程度まで認め得らるるのである。

社會の機能は之を三に大別し考へる事が出来る。統制的經濟的文化的即ちこれである。人人の生活は其興り關係すべき三種の對象をもつ、一は同類の人そのものである、二は相當の勞費犠牲を費して支配せらるべき外界の物質である、三は所謂精神界である、即ち非物質的なる文化内容の世界である。此對象の差異に従ひて人人の活動は三方面に分たれる。一は對人的活動であり、二は經濟的活動であり、三は文化的活動である。此活動の類別は自ら社會の機能の類別を意味する。これ機能と云ふは個人の種々なる活動方面に於て、社會が組織的に個人の爲にする活動に外ならぬからである。而して社會の機能の對人的方面に於けるものを統制的機能と云ひ、經濟的方面に於けるものを文化的機能と云ふ。統制的機能は之を二分にして考へる事が出来る、一は社會の内部の人人の統制的であつて、他は其社會の外部の人人の統制である。例へば國家に就いて云ふならば、行政司法の如きは内部的統制であり、軍事外交の如きは外部的統制である、勿論此統制的機能中の眼目をなすものが常

に内部的統制である事は言を俟たない。

統制的機能に於ける消極的相關は比較的に明白である。例を國家にとる。國家は本來統制を以て根本の機能とする、併しながら、教會、職業團體、其他組織ある社會のすべてを見るに、少くも其内部の統制を或る程度に於て營まぬものはない。こゝに此等の社會と國家とが其機能に於て相斥くべき接觸點がある。教會が其成員の上に著しく統制の作用を營みたる場合にありては、恰も國內一國をなす觀があつて國家の統制の範圍の局限せられる事實は周知の事實である。而して、國家の團結の或る程度までに弛緩して其統制の作用が、十分なり得ざるに至れば、或は藩の如き地方團體或は職業組合が鞏固なる團結をなして其統制作用を加へる。國家の統制的機能の減少は此の如く他の社會の該機能を増加するが他の社會に於ける其減少と國家に於ける其増加とも相平行したる事實である。氏族の統制的機能は國家の團結の加はると共に減耗し去つた、而して國家の統制の加はるに連れて一方面からは氏族の後繼者と認められる大家族然り國家内の一小國家の觀を呈したりし家長家族も漸次に其統制的機能を減じ、遂に收縮して小家族を現出するに至つた。以上は社會内部の統制について述べたるが、外部的統制に關しても同一關係がある、今軍事的

機能に就いて見る。國家が國內の秩序を威嚇するもの、即ち云はゞ國家團結の外に對して十分の統制を行ひ得ざる時がある。我國の戰國時代、又は王朝の兵權衰へたる時代、歐洲の中世の如きはこれである。此時は各地方團體ことに都市、又は豪族を中心とせる團體が軍事的活動を營み以て此種の統制の任に當つて居た。外部的統制に關しては姑く措く。内部的統制が一方の社會に増減すれば之と反比例して地方の社會に増減する事は寧ろ當然の事理である。統制は常に全體の欲望に對する個人の服從を意味する。然るに各個人が社會即ち個人以上の團結に向ひて捧げ得る服從の分量は無限なるを得ない、一定の時に於て一定の事柄に關し一人に服從する時彼は同時に同一の事柄に關して他の一人に服從する譯にはゆかぬ、彼の服從には一定の限度がある。同様に個人の集合たる社會全體に就いて見ても、其内に存在する服從の總量には一定の限度が無ければならぬ。其結果は、一方の社會の統制的機能が増加すると、他方の社會のそれは當然に減少し、又前者の減少は後者の増加を招致する。勿論統制的機能の一方に増減其他方に減増するのは決して機械的に行はれるのではなく、複雑なる事情と心理的過程とによりて實現せられるのであるが、成行の結果を大觀すれば常に此の如き有様となつてゐるのである。外部的統制につ

いては消極的相關がかく明白であるとは云はれない、たゞ外敵又は内部の秩序の威嚇者に對する統制對抗はどこかにて行はれる必要がある故に、一の社會がこれに當らざれば他の社會が之に當るべき運命を有する云ふに止まる。

經濟的機能に就いても一の社會に於ける減少と増加とは自ら他の社會に於ける減少と増加とを誘致する傾がある。氏族が緊密なる團結をなしたる時代にありては生産分配等一切の經濟的機能は其保有する所となりたる事もある。後其團結弛み機能も漸次に失はるゝや、家長家族の中に其大部分は吸收せられた。併しながら、此家族の漸次其形を變ふると共に其經濟的機能もまた失はるゝに至り此失はるゝ機能は家族以外の結社の上に移り去つた。即ち今日の小家族は昔日の家族の如くはや生産の機能を營むものでは無き様に變りゆき消費の爲の加工すらも家族以外に轉じ去りつゝある。而して此等の機能は自ら既存の他の社會の上に又は此目的の爲に新に作られたる社會の上に落着いてゐる。種々なる國家的企業、其他の工場銀行と云ふ如きものは其一例である。但し少しく考ふれば直に明であるが如く、此消極的相關は甚だ漠然たる一の傾向たるに止まる、社會の營む經濟的機能の總量が一定のものであるとは決して認め得られないこれは伸縮、消長常なきものであり得

ると思ふ。例を分配にとり、氏族の鞏固であつた場合には此分配機能が、氏族の握る所であつて、而して其は割合に平等に行はれてゐた然るに氏族制度の崩壊と共に家族相互間に於ける分配は、や私有財産の基礎の上に行はるゝ各家族間の相互作用に委せられて其間に調節の作用は營まれない。又例へば生産に就いて見る。自由競争の最も徹底的に行はるゝ場合に於ては各生産者の連絡適應は別に組織的に營まれるものではない、然るに拘はらず社會は甚だしき困難なく存続し又其富を増加し行く事が出来たのである。今國家が新に此連絡適應の爲に生産者間の組織を企つるとせよ。此機能は其以前に於て存在せずして新に出現するのであると見なければならぬ。かくて經濟的機能の定量を認むべき理論的根據は無い。新なる機能の出現から離れ見るも個人間の相互作用、云はゞ社會關係と狹義に於ける社會との間には此點に於て代替の關係がある。相互作用の間に行はるゝ事柄が社會の營む所となるに及びてそれは一の社會の機能となる。それが相互作用の上に歸れば機能では無い。然る以上社會の經濟機能に定量ありと云はれ得ないのである。たゞ一定の時代に於ては、國民文化の程度、社會の事情、社會意識の調子からして、社會にどれ丈の經濟的機能を營ましめるかと云ふ事が略一定せられてあると思ふ。此極め

て制限せられたる、而して極めて一時的なる意味に於てならば、此機能に定量があり、從ひて各社會間に消極的相關が存在すると云ひ得るであらう。

文化的機能に就いても種々なる社會の間に消極的相關が略ぼ認め得られる。例へば、氏族又は族制國家は久しき間宗教的機能を營み居たりしが、後宗教團體の生ずるに及びて此機能を讓つた。我幕府時代を通して寺院寺小屋の有しむたりし教育的機能は國家が之を自らとるに及びて失はれ終つた。地方團體が道德的性資を有する事強く矯風慈善の任に當つてゐた者が社會の都市化と共に此事行はれざるに及べば、新に矯風會慈善協會は生じて此等の機能を營む。併しながら、文化的機能に就いてもそれが定量を有するものであるとは云ひ得られぬ、人々の文化的活動は組織を有する社會の干涉によりて助長せらるゝ事明白であるが、また斯る干涉より離れて、云はゞ個人的に、組織を伴はざる相互作用を通して營まれ得るのである。從ひて、同一内容の文化的活動に就いて見るも、或はそれが個人的に行はるゝ時があり、又は社會の干涉により即ち社會的機能として行はるゝ時もある。其結果、社會の文化的機能は増減常なしと云ふ事が出来る。たゞ經濟的機能に就いて述べたると同じく、一定の社會一定の時代に於ては種々なる事情の固定せるが、爲に、社會に要せらる

べき文化的機能も略ぼ同一であると云ひ得られるであらう。此限度に於て會社間に於ける該機能の消極的相關が存在する。

此の如く諸種の社會的機能は一の社會より他の社會へと容易に轉じ得べき可能性を有するものである。而して國家機能の増減に關して種々なる事實と主張との存在し得る根據はまさに此點に存する。國家の繼承者とも見るべき氏族は殆どあらゆる社會的機能を吸収して居た之について生じたる國家の機能も割合に廣汎のものであつた。然るに近代に入るに連れて國家の機能が相對的には著しく減少したと云はなければならぬ。國家以外に種々なる社會は無數に成立して數多の社會的機能を營み以て國家と共存して居る。而して此事實に促されて生じたる思想に二種の方面がある。一は國家の機能を益減少せしめむとするもの、かの自由放任主義乃至は無政府主義の如きは此傾向を代表する、特に後者の如きは前者が國家の機能を統制の最小限までに制限せむとするに對して、國家そのもの、消滅を主張する。他は國家の機能を擴張せむとするもの、かの軍國主義乃至は國家社會主義集産主義の如きは此傾向を帶ぶるものである。此等の思想の是非は今論する限りでは無い、たゞ人間の知性から斯る主義の生れ出づる根據は實に社會的機能の云はば融通性

にある。併ながら、此融通性はたゞ國家に關してのみ認められるのでは無い。恐らくば今日までに現はれたる如何なる社會に於ても認められる事であらう。如何なる社會も如何なる社會的機能をも吸収するに至り得べき可能はある様に思ふ。勞働組合をして統制的文化的機能をすら營ましめむとする組合主義的社會主義の存在し得るのも、其根據は皆こゝにある。固より、かゝる主義と事實との評價如何は全然別の問題であつて私の今關説せざる所である。要するに、任意の社會は任意の機能を吸収し得べく、任意の機能は任意の社會に吸収せらるべしと云ふ社會的機能の融通性の原則は社會的機能と生物の機能との間に存する重要な差異である。

今までは各社會の機能の間に存する消極的相關に就いて述べた。併しながら此間になほ多少の積極的相關が認められぬ事も無い。即ち一社會に於ける一定の機能の増加が他の社會に於けるその増加を伴ふが如き事實は往々にして認め得られる所である。社會強度の場合にも同様なる現象が認め得られたのであるが、此場合に於てはそれが更に屢起り得る事實である。例へば近代に入りて國家の文化的機能は著しく増加した、宗教こそ國家と益縁遠くなり行く傾向があれば、教育、藝術、學問の諸方面に亘りて國家の活動は愈著しくなつて行く。併しながらこれと相並びて一

方自治體に於ても同時に此の種の機能の増加しつつあるのが認められ、他方種々なる私人的團體がまた此目的のために形成せられつゝあるのを見る。而して之と反對なる事實は例へば國家が宗教的性質を失ふと共に宗教團體の機能の亦減少するが如き場合に認められる。各社會に於ける一定の機能の増減の平行は如何にして生じ來るか、それは社會一般に亘りて此機能の内容をなす活動が勢力を得又は失ふ事から來る。宗教が人心に對する支配力を失ふ時、國家及び宗教團體の宗教的機能は共に減少する、一般文化の尊重せらるゝに及べば國家と其他の社會の文化的機能は同時に増加するのである。此機能の増加は各自の相互作用の間に委せられたる關係が社會に取り上げられたるによる事が多い、併し此一方に人々の勢力の吸収せらるゝが爲に、他方の機能の内容をなす活動が勢力を失ひ、從ひて其種の機能の減少を見る傾向は存在するのである。

全體社會を構成する種々の社會が其機能の點に於て如何なる關係に立つかを考へたい。此等の種々なる社會は前述の紙鳶相互の如く其間に直接の聯絡を有するものでは無い。大抵の場合に於て相分立せるものである。社會内部の人人の關係と此等部分社會相互の關係との差異は此點に存する、前者にありては一致を原則と

し後者にありては分立を原則とする、これは個人よりも社會が遙に利己的にしてまた責任を感じざる事の薄しと云ふ根本の事實に基く。此差異は何れともあれ、部分社會相互の機能の關係は協働せる個人の活動の關係と趣を異にしない。分立を原則とする社會の機能は云はゞ無意識的協働の關係に立つ。勿論各社會の同一なる機能の間には競争が十分に認められる、併しながら互に相交渉する所無くして行はるゝ異種の機能はすべて個人の上に集中し、各方面からして此個人を作り上げる。例へて云はゞ各紙鳶の活動の間には何等直接の聯絡はないがその獨立なる作用が同一の個人に集中するが故に、そこには間接の聯絡即ち無意識的協働が認められる譯である。勿論これはたゞ原則の場合を云ふのであつて、部分社會相互の間に直接の聯絡があり其機能が意識的協働を營む事の無いと云ふのでは無い。特に著しきは國家の統治組織の一部分をなす地方團體、公共組合、公共營造物團と云ふが如きものゝ聯絡はそれである。軍國主義の徹底的に行はるゝ時別して戰時に於ては國內の殆ど一切の部分社會が國家の直接なる干涉の下に立ち、其活動の一切が組織せられる、かゝる場合は部分社會がすべて意識的協働をなすと認むべきであらう。けれども此の如きは過去の歴史から見れば例外的の事である、部分社會相互は互に路傍

の人の如く分立して互に相闘せず、或は相競争して其機能を營む而してその機能が個人の上に集中すと云ふとを一般の原則とする。

第四節 權力に於ける相互關係

全體社會は前述の如く組織を有しない、従ひて統一的の權力を有しない。而して其内に含まるゝ各部分社會の權力の間には原則として反比例の關係即ち消極的の關係が認められる。かく云ふ時は一般の人々をして奇異の感を抱かしめると思ふ。何となれば、國家のみが權力團體として權力を有すると云ふ風に考へられてゐるかである。而して、無政府主義の人人たちも國家をさへ滅ぼす事が出来るなれば、一切の權力は地上から取拂はれ人間は完全なる自由を享受して得る様に考へるらしい。勿論國家の權力が特に強大なるものである事は私と雖も之を認める。併しながら、國家以外の社會には權力の存在を否認すべきであるか。かくなれば、權力の性質を明にし、かゝらなければならぬ。

權力は服従の要求可能と云ひ得ると思ふ、詳言すれば、相手の意志に拘はらず自己の意志に對する服従を有効に要求し得る可能であると思ふ。従ひて權力を裏面か

ら見れば相手の服従に外ならぬ事となる。而して國家の權力と云ふものも決してこれ以外の内容を有するものでは無い。此の如くに解釋し來れば殆ど一切の社會に權力の存在を認めなければならぬでは無いかと思ふ。個人の自由と云ふ點からして社會と個人との關係を考察すればそれは略ぼ次の四種に分たれる。第一は個人が全然利己の考をすて社會そのものと合體し終る場合、此場合には完全なる自由と完全なる強制とが相兩立する。權力が無限に小なりとも云へるしまた無限に大なりとも云へる。無政府主義の理想の究局は此の境地にあるのであらうが、これはたゞ考へ得るだけで人間が到達し得ないものであらう。第二は個人が多數の意志に服従せざるを得る場合、若し個人の意志が多數の意志と相容れざる時個人は其意志を枉ぐる事無くして此社會に止まり又は損失無くして脱退し得る場合、これは極めて例外の事實として存在し得る、此種の社會には勿論權力が無い。第三は個人が多數の意志に服従せざるを得ざる場合、勿論此場合には個人の外に立ち其外部から之を強制し得るものは無い、社會の事は成員自身によりて決定せらるる事とはなつてゐる。併ながら、相互の意志の一致せざる時少數の個人が損失なくして脱退し得ざる以上、社會の意志に服従しなければならぬ社會は個人に對して服従要求可能をも

つ、茲に権力が存在するのである。而して此種の権力の大きさは個人の社會に對する依存の程度に應じて大である事と思ふ。勿論かゝる権力は直接に個人そのもの上に基礎を置いて居る、而してそれが一轉して客觀化する事が出来る。此客觀化せられたる権力を客觀的権力と云ふならば、未だ客觀化せられざるものはこれを主觀的権力と云ひ得るであらう。次に問題は客觀的権力の吟味に入る。即ち第四は個人そのもの以外に、而してその以上に権力が存在し、それによりて個人が服従を有効に要求せらるゝ場合である、此権力は多數個人の意志に反してもなほ其意志を命令し得るのである。此種の権力は主に主觀的権力が或人人によりて支持せられたる事のため自律化したるによりて生ずる、然れども又征服國家に於けるが如く、一部の成員が武力其他の實力を以て他の部分の成員を壓迫したるによりて生ずる事もあつる。社會結合の客觀化は容易に此権力の客觀化を生ずる、併し二者の間に不可離の聯絡があるので無い、結合の或程度まで客觀化せられたる民主國に於て其権力は客觀的性質を帯びざる事があり得る。

以上四の場合の中第一の場合には人人の空想にのみ存在する。第二の場合には例外的にのみ存在するが一般の社會はなほ未だ此點までに轉化して來てゐない。事實

に認めらるゝ大部分の社會は第三と第四の場合である。先づ國家のみに就いて見るならば、徹底せる民主的國家は第三の場合に屬し、而して其權力は云はゞ主觀的權力である。而して其他の國家、即ち其主權が人民以外のものに屬する國家は第四の場合に屬する。教團に就いて見るに神から宗教的權力を授かれる教主の權力は第四の場合に屬して云はゞ客觀的のものである、たゞ教主が單に全成員の意志の執行機關に過ぎずと考へられる場合に於てそれは第三の場合に屬する。今日の場合成員を拘束する事最も少きものは株式會社であらう、併しながら此會社とても決して自由なる社會であるとは稱し難い。成員が株式の所有によりて利益を得むと求むる限り、自己の意志如何に拘はらず、多數の決議には服従しなければならぬ。此の如く見來たれば、今日殆ど如何なる社會をとりに考へても、何等かの程に於て權力を有しないものは無い。たゞ或種の場合に於てはその大さが無限に小さくなれるまでである。此點から見れば權力は結社の必然の產物不斷の隨伴者とまでに考へられるのである。従ひて國家を絶滅せしむれば個人の完全なる自由が實現せられ權力また消失すると云ふ見方には賛同する事が出來ない。勿論國家と他の社會との間に次の如き相違はある。國家が統制的團體として他の社會そのものの上に統制

の作用を及ぼし得る點は姑く措く、國家の權力は武力の上に立つ、其他の社會の權力は一見武力の上に立たない、國家は其兵力を擁し其命令に従はざるものに對しては之を物理的に強制する手段を具へてゐる。併しこれも一應の考察ではあるまいか。

國家の統制と雖も直接に武力による事は例外である。國家以外の社會に於ては武力を用ふる事を國法によりて禁ぜられてゐる。けれども事實に於てはその事が不可能では無い。殊に俠客の團體、勞働者の團體に於ては現に武力が一の強制手段として作用しつゝあるのである。其他の社會に於ても武力の作用し得る可能は常に存在する。此點から云へば國家の權力と其他の社會の權力との間に何等本質的の差異あるものとは考へられない。

此の如く、殆どすべての社會は其權力を有する、而して此等の權力の間には、或る程度に於て消極的相關、即ち反比例の關係が存在する。前述の如く權力は反面に於て服従を意味する、然るに個人の服従にはすべて限度がある、従ひて社會の成員全體に存在し得る服従にも限度があり又權力にも限度が無ければならぬ。而して個人には或る程度まで自ら服従せむとする自發的傾向がある。また社會生活には一定の組織あるを要し此組織は權力無くしては殆ど支持せられ難い。茲に於て、社會の内

部には常に大體から見て他の事情にして一様ならば權力の定量が存在する、各社會の、現に支持する權力は此定量を分享するものに外ならぬのである。従ひて一方の社會の權力が増加する時には自ら他方の社會の權力が減少しなければならぬ、一方のその減少は他方のその増加を意味する。例へば國家と地方團體宗教團體、氏族家族等との間にもこの事實が認められる。國權の増加は地方の諸侯の權力を殺ぎ、教團に於ける宗教的權力の増加はまた國家の權力を減少せしめる。國家の權力増加しては氏族の團結其ものすらも消失しました、家長權の強かりし時に於ては國家の權力もそれ丈け損はれざるを得なかつた。派生社會相互の間にも觀察すれば同様の關係の存在する筈であるが、各社會の支持する權力の微弱なるが爲に事實はさまざまに表はれてゐない。

けれども此各社會の權力の消極的相關の法則はたゞ或る程度に於てのみ妥當なるに過ぎぬ。權力の存在は一方人人の自發的傾向に基くにしても、他方社會の結束を維持する必要に出づ。然るに、社會の事情の變遷は此必要なる權力の分量を減少せしめる事が出来る。例へば集團的異質の失はるゝ時社會の同質性の加はる時又は外部の社會との融和が十分に行はるゝ場合等の如きに於て然り。此理由からし

て社會に於ける權力の總量には不斷多少の動搖があるものと見ねばならぬ、たゞ一定の時期をとれば一般的事情の同一の爲に此總量がほゞ一定のものであり従ひて、反比例の法則が作用するのを認め得る。而して各社會の權力の間にもまた同時に積極的相關の存在する事を認めなければならぬ。同種類の紐帶によりて結束せられる諸社會の權力は一般事情の同一なる變化により或は同時に増加し或は同時に減少する傾向がある。例へば、宗教の勢力が加はり來る時は宗派を異にする各宗教團體の權力が同時に著しく加はるであらう、又労働組合の機能加はり之を以て社會組織の重要な一單位となさむとする運動の生じ來る時には各種の該組合は一齊に其權力の増加を見るに相違無い。たゞ此場合に於ては、各社會の權力の増加の間には方向の同一あるのみにして數量の平行はあり得べき事でないと思ふ。要するに、權力と統制的機能とは或る程度まで表裏をなすもの、従ひて後者に就いて述べたる所は前者に就いても略ぼ當るものである。

各社會内部に於ける權力の分配に就いて少しく考察したい。社會の組織を構成する機關の諸部分に對して其社會の權力は分配せられる。而して此分配の状態は富の分配又は所得の分配の状態と頗る其趣を同じくして居る。大體から見れば

ラミッドの形をなす、更に精確に云へば此尖塔は中部に於て凹形の彎曲をなし、下處に於て其大きさが特に大なる事が多い。今社會の權力總量が普通分配せられる形を見るに次の如きものがある。

	A	B	C	D	E	F	G	H
各部分の		$\frac{1}{n}$	$\frac{1}{n^2}$	$\frac{1}{n^3}$	$\frac{1}{n^4}$
分掌總量	1	$\frac{1}{n}$	$\frac{1}{n^2}$	$\frac{1}{n^3}$	$\frac{1}{n^4}$
各部分の 人數	1	m	m^2	m^3	m^4

機關の體統の各部分を各段階に總括する。Bの段階に於ける全成員の分掌する權力は $\frac{1}{n}$ である、而して夫が m の人數に分配せらるが故に各人の享くるものは $\frac{1}{m \cdot n}$ であらう此大きさは各人が全體的欲望の形成及びその具體的内容の決定に與る程度によりて定まる。而して以下順次前提數字の如きものがあり、權力の總量は $1 + \frac{1}{n} + \frac{1}{n^2} + \frac{1}{n^3} + \frac{1}{n^4} + \dots$ となる。 n m の大きさはその社會の特殊なる事情によりて定まる。もとより以上の表は權力分配の様式の大體の要を示すに止まる、決して法則的性質を有するものには無い、而して權力の總量の限定せられたる結果として各人の分掌量の間には明に反比例の關係がある。國王の權力の盛衰は大抵貴族の權力のそれと反比例し、従ひて二者は相反對する傾を帶ぶる事が多い。漢の高祖は實仁大度の君として聞えな

がらなほ韓信、彭越等の功臣を大抵殺害した。歐洲諸國に於ても、貴族と王權との争鬪は屢繰返された、而て國王は奴隸をして國家の重に居らしめた事もある。徳川幕府の大老老中の選任方法にも此察察が交へられて居る。支那法家の説に従へば、臣下同志をして相牽制せしめ以て君權を脅かす事なからしむるを尙ぶ。加之國王の權力が著しく大となれば以下の機關の權力は減じて小となる、これ專制が平等を伴ふ一の根據である。

私はなほ茲に此權力を中として餘論的に二の問題を考へて見たい。一は階級と權力との關係である。二は國家と其他の社會との權力上に於ける關係である。先づ前の問題から始める。階級の中心觀念をなす所のものは尊卑の區別である、而して尊卑は第一に力の大小によりて定まり第二には尊卑の自律作用によりて決定せられる。神聖なる者に接觸するものゝ貴く王者によりて尊重せられる者の貴きが如きは後の例である。實際の事情から見ると、階級の區別を生ずるものは權力、富、才能、出生の四者であらう。前の三者は力の種類を意味し、出生は此力の或ものを伴ふ事により、又は單獨に尊卑を意味し得るのである。此の如く見れば、權力の大と社會階級別とが直接の聯絡を有する事自ら明であらう。併し尊卑の別の決定

事情はなほ別に存在する、従ひて階級別は單に權力のみの函數では無い。此四種の而して恐らく或程度までは獨立の變數とも見るべき事情の函數である、その各が此函數の値の決定にどれ丈の意義を有するかは一概に答へられずまた社會の事情と共に變化する。また例へば出生の尊貴、鉅萬の豪富と云ふが如きものは權力を離れてなほ尊重を受け、而して服従を買ひ得る、この作用と權力との差異如何。これは困難なる問題であるが私見によれば、權力は常に組織を前提としその中のみ存在する、而して此人々が此社會組織に依存する限りに於て作用する。然るにかの尊重は組織と沒交渉である、個人相互間の私的關係に過ぎぬ。而して、服従が行はれ得る可能あるのみにて服従の要求可能があると云ふのでは無い。尊重の關係に伴ふ作用を勢力と云ふならば、勢力は微分的個々の、權力は積分的組織的、前者は服従の可能を意味し、後者は服従の現實を意味する、前者は組織せらるゝ時に權力となるであらう、此意味に於て勢力は權力の潜在的形態である。

かくて社會の階級の區別の中心は權力に存し無い、かるが故に支配階級と階級組織上の上位とは相一致せざる事實も生じ得る。而して階級の中心要素たる尊卑は一種の價值として見られないであらうか、私見によれば、これは宗教的價值と密接な

る聯絡を有しまた性質を近くするものであらう。而して、此價值には經濟上の價值に於ける限界効用の法則に似たるものが作用しないであらうか。人數の増加が常に此價值の大きさを減少せしめる事は二者の間の著しき共通點をなす、貴族の増加と共に其尊貴の失はれるのは周知の事實である。而して、これが價值なるが爲に、定量の法則はあてはまらぬ様に思ふ。一方の權力の増加は大抵他方のそれ丈の權力の失墮を伴ふ、併しながら、貴族の數の二倍になる事は其尊貴を二分の一に減じたるやうには思はれない。

最後に國家と其他の部分社會との權力上の關係如何。これは統制の機能に關して述べたる事實の一側面とも考ふべきものである。全體社會内に於ける數多の部分社會は其權力の上に於て如何なる關係に立つか。前述の例に於ける數多の紙鳶の如くそれぞれ相獨立して相干渉する所なく存続する。従ひて各社會の權力は其相關係する方面に於ては別々に獨立しながら存在するものと認められるであらう。併しながら、國家の權力は中にありて特殊の性質を帯びる様に思はれる。他の部分社會の權力はたゞ其内部にのみ向ふのが常であるのに對し、國家はそれが統制を以て本來の機能とする結果其權力は國家以外の社會にも及ぶ。従ひて國家の權

力と他の部分社會との間には一種の交渉が生ずると思ふ。而して交渉は三種に分ちて考へる事が出来る。一はたゞ事實として存在し國家が法規を以て此存在を公認するに至らざる團體である。其權力は如何なる意味に於ても權力其ものとして國家に従屬する者ではなからう、唯其成員が之に従屬する結果權力の消長が間接に之により左右される事丈は認めねばならぬ。國法により團體としての存在を認めらるるものは二に分ちて考へる事が出来る。一は國家の行政機關たる性質を有する公共團體であり、二は然らざる團體である。先づ後者から之を述べる。之にありては、其權力の作用の限界が國家の權力によりて限られる、併しながら此限界内に於ては其權力は獨立に存在し普通國權に屬するものではない。公共團體に至りては其權力が二種の性質を有する、一部分は國家の權力を分享せるもの、従つて國家の權力に完全に從屬すべきものである、他の部分に至りては其存續決して國權に基くものではない、云はゞ國權を俟たずして成立しまた維持せられる者である。併ながら國家の發展の爲に國權は其作用の上に消極的制限を加ふるのみならず、また積極的にこれが方向を指定する事がある。詳言すれば、此場合他の部分社會の權力が國家の權力に從屬する點を認め得るのである。尤も此從屬の程度如何は社會の種類により

て著しく異なる。地方團體は此程度割合に大であるが種々なる公共組合はこれが割合に小である。民法上の社團と甚だしき距離が無い様に思ふ。此の如く部分社會は其權力に對する交渉の點から見て種々のものに分たれる。而して其極めて多數のものは其權力が國家の權力と殆ど獨立に存在し得るのを見る。國家の權力下に從屬するものにてても、大抵一面に於ては或程度の獨立性を有するものである。戰爭の時の如く國內を組織化する必要に際しては國家の權力の干涉は更に廣き範圍に及び得る可能が存する。併しながら此等の事情からして國家の權力を以て他の諸種の社會の權力とは全く異なる種類のものであると考ふる譯には行かぬ。一社會の權力が他の社會の權力を制限し又は或る程度に之を從屬せしめる事は國家以外の社會に於ても亦認め得る事である。地方の勞働組合と全國的勞働組合との關係は手近き一例であらう、中世の社會が國家と同じく種々なる社會の權力に干涉したる事は周知の事實である。加之、國家の權力もまた他の部分社會の權力に或る程度まで從屬したる事がないではない。中世の教權は往々國權を左右した。革命の當時に於ける露國の權力は勞兵會と云ふ一部分社會の權力に從屬したと認められな

いであらうか。而して極端なる社會主義者の主張する勞働者の弱權もまた勞働者

612 の權力に對する國家權力の從屬を意味するものではあるまいか。

(附記) 此小篇は思ふがまゝを一筋に書き連ねて別に引用を加へなかつた。全篇の根柢となつてゐる社會的定量の法則(拙著社會學的研究收録社會的定量の法則參照)は明治四十四年から四十五年にかけての學年に於ける米田博士の普通講義中の一節社會の内部的適應外部的適應の相關の一項に胚胎してゐる。其他の參考書を強ひて覓れば Etoler, Soziologie の一章 Association u. Dissociation と René Worms, Philosophie des sciences, sociales; Tarde, Transformation du pouvoirs. の一節に此種の考が認められる位のものである。(完)